

令和4年第2回紀の川市議会定例会議案書

和歌山県 紀の川市

紀の川市議会議長 榎 本 喜 之 様

紀の川市長 岸 本 健

議案の送付について

令和4年第2回紀の川市議会定例会に提出するため、下記議案に説明書を添えて送付します。

記

- 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて
(紀の川市税条例等の一部を改正する条例)
- 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて
(紀の川市都市計画税条例の一部を改正する条例)
- 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて
(紀の川市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)
- 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて
(紀の川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて
(紀の川市介護保険条例の一部を改正する条例)
- 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて
(令和3年度紀の川市一般会計補正予算(第11号))
- 報告第7号 専決処分の承認を求めることについて

(令和3年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号))

報告第8号 専決処分の承認を求めることについて

(令和4年度紀の川市一般会計補正予算(第1号))

議案第55号 調月財産区管理委員の選任について

議案第56号 調月財産区管理委員の選任について

議案第57号 調月財産区管理委員の選任について

議案第58号 調月財産区管理委員の選任について

議案第59号 調月財産区管理委員の選任について

議案第60号 調月財産区管理委員の選任について

議案第61号 調月財産区管理委員の選任について

議案第62号 紀の川市議会議員及び紀の川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

議案第63号 紀の川市消防団条例の一部改正について

議案第64号 令和4年度紀の川市一般会計補正予算(第2号)について

議案第65号 令和4年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)について

議案第66号 財産の取得について

報告第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年6月3日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

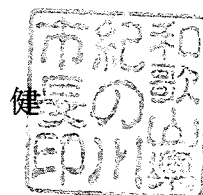
地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、紀の川市税条例等の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

紀の川市長 岸 本



理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）の公布及び施行等に伴い、紀の川市税条例等の一部を改正する必要があるが生じたが、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

紀の川市税条例等の一部を改正する条例

令和4年3月31日
条例第18号

(紀の川市税条例の一部改正)

第1条 紀の川市税条例(平成17年紀の川市条例第54号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(納税証明書の交付手数料)</p> <p>第18条の4 法第20条の10の納税証明書の交付</p> <p>_____ 手数料は、証明書1枚ごとに200円とする。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については、手数料を徴しない。</p> <p>2 略</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第33条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に特定配当等に係る所得の明細に関する事</p>	<p>(納税証明書の交付手数料)</p> <p>第18条の4 法第20条の10の納税証明書の交付(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の手料は、証明書1枚ごとに200円とする。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については、手数料を徴しない。</p> <p>2 略</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第33条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第36条の2第1項の規定による申告書</p> <p>(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</p> <p>5 略</p> <p>6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び</p>	<p>5 略</p> <p>6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) <u>第36条の2第1項の規定による申告書</u></p> <p>(2) <u>第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</u></p> <p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する<u>特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u></p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の</p>	<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する<u>確定申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する確定申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u></p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の</p>

改正前	改正後
<p>6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除 することができなかった金額を還付し、又は当該納税義務者の同 項の申告書に係る<u>年度分の個人の</u>県民税</p> <p>若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納 に係る徴収金に充当する。</p> <p>3 略 (市民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日ま でに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提 出しなければならぬ。ただし、法第317条の6第1項又は第 4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提 出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金 等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又 は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年 金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額 (令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共 済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学 生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の 4に規定する源泉控除対象配偶者</p> <hr/> <p>に係るものを除く。)若しくは法</p>	<p>6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除 することができなかった金額を還付し、又は当該納税義務者の同 項の確定申告書に係る<u>年の末日の属する年度の翌年度分の個人の</u> 県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納 に係る徴収金に充当する。</p> <p>3 略 (市民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日ま でに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提 出しなければならぬ。ただし、法第317条の6第1項又は第 4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提 出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金 等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又 は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年 金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額 (令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共 済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学 生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計 所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条 の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者 (前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控 除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)若しくは法</p>

改正前	改正後
<p>第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、<u>施行規則第2条第4項ただし書の規定により、市長の定める様式による。</u></p> <p>3～9 略</p> <p>（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）</p> <p>第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところによ</p>	<p>第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、<u>施行規則第2条第3項ただし書の規定により、市長の定める様式による。</u></p> <p>3～9 略</p> <p>（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）</p> <p>第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところによ</p>

改正前	改正後
<p>(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(新設)</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 略</p> <p>2～8 略</p> <p>9 法第321条の8第60項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第60項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地</p>	<p>(控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有しない者を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 特定配偶者の氏名</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 略</p> <p>2～8 略</p> <p>9 法第321条の8第62項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第62項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地</p>

改正前	改正後
<p>方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を經由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>10～14 略</p> <p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第9項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>16 略</p> <p>（特別徴収税額の納入の義務等）</p> <p>第53条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第4項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。</p> <p>（固定資産課税台帳の閲覧の手数料）</p> <p>第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳の閲覧の手数料</p>	<p>方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を經由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>10～14 略</p> <p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第71項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>16 略</p> <p>（特別徴収税額の納入の義務等）</p> <p>第53条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第3項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。</p> <p>（固定資産課税台帳の閲覧の手数料）</p> <p>第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わ</p>

改正前	改正後
<p>は、1回につき200円とする。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。</p> <p>2 略</p> <p>(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)</p> <p>第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書 の交付</p> <p>手数料は、証明書1枚ごとに200円とする。</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>第7条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を</p>	<p>る事項の記載をしたものの閲覧を含む。) の手数料は、1回につき200円とする。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。</p> <p>2 略</p> <p>(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)</p> <p>第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の手数料は、証明書1枚ごとに200円とする。</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>第7条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を</p>

改正前	改正後
<p>む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 略</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2 法附則第15条第2項第5号に規定する市の条例で定める割合は<u>4分の3</u>とする。</p> <p>3 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>4 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>5 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>6 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>7 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>8 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>9 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備について同号</p>	<p>む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 略</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2 法附則第15条第2項第5号に規定する市の条例で定める割合は<u>5分の4</u>とする。</p> <p>3 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>4 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>5 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>6 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>7 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>8 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>9 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号</p>

改正前	改正後
<p>に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>10 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>11 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>12 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>13 法附則第15条第30項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>14 法附則第15条第34項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>15 法附則第15条第42項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>16 法附則第15条第46項に規定する市の条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>(新設)</p> <p><u>17・18 略</u> (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第10条の3 略</p>	<p>に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>10 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>11 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>12 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>13 法附則第15条第29項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>14 法附則第15条第33項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>15 法附則第15条第39項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>16 法附則第15条第43項に規定する市の条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p><u>17 法附則第15条第44項に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。</u></p> <p><u>18・19 略</u> (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第10条の3 略</p>

改 正 前	改 正 後
<p>2～8 略</p> <p>9 法附則第15条の9第9項の<u>熱損失防止改修住宅</u>又は同条第10項の<u>熱損失防止改修専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p> <p>10 略</p> <p>11 法附則第15条の9の2第4項に規定する<u>特定熱損失防止改修住宅</u>又は同条第5項に規定する<u>特定熱損失防止改修住宅専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>	<p>2～8 略</p> <p>9 法附則第15条の9第9項の<u>熱損失防止改修住宅</u>又は同条第10項の<u>熱損失防止改修専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p> <p>10 略</p> <p>11 法附則第15条の9の2第4項に規定する<u>特定熱損失防止改修住宅</u>又は同条第5項に規定する<u>特定熱損失防止改修住宅専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事</u> が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事</u> に要した費用及び令附則第12条第3項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事</u> が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</p> <p>12・13 略</p> <p>(宅地等)に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5</p> <p>_____ を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第1</p>	<p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事等</u>に要した費用及び令附則第12条第3項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</p> <p>12・13 略</p> <p>(宅地等)に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第1</p>

改正前	改正後
<p>5条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2～5 略</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第16条の3 略</p> <p>2 前項の規定のうち、<u>租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)</u>に係る配当所得に係る部分は、<u>市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受</u>けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合(次に掲げる場合を除く。)に限り適用するものとし、<u>市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。</u></p>	<p>5条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2～5 略</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第16条の3 略</p> <p>2 前項の規定のうち、<u>租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)</u>に係る配当所得に係る部分は、<u>市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>(1) <u>第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合</u></p> <p>(2) <u>第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。</u></p> <p>3 略</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第17条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、<u>第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</u></p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第20条の2 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>3 略</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第17条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は<u>第37条の8</u>の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第20条の2 略</p> <p>2・3 略</p>

改 正 前	改 正 後
<p>4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書を受けようとする旨の記載があるとき（特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第36条の2第1項の規定による申告書</p> <p>(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</p>	<p>4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年度の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。</p>
<p>5 略</p>	<p>5 略</p>
<p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p>	<p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p>
<p>第20条の3 略</p>	<p>第20条の3 略</p>
<p>2・3 略</p>	<p>2・3 略</p>
<p>4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書（市民税の</p>	<p>4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年度の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後</p>

改正前	改正後
<p>納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書を受ける。以下この項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第36条の2第1項の規定による申告書</p> <p>(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</p> <p>5 略</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事</p>	<p>段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。</p> <p>5 略</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年分の所得税に係る所得が生じた年分の所得税に係る確定申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事</p>

改正前	改正後
<p>項の記載がある場合 <u>(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)</u> であって、当該条約適用配当に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</u></p> <p>第26条 <u>所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</u></p> <p>2 <u>所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。</u></p>	<p>項の記載がある場合</p> <p>_____ であって、当該条約適用配当に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</p>

(紀の川市税条例及び紀の川市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)
 第2条 紀の川市税条例及び紀の川市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例(令和3年紀の川市条例第9号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正前	改正後
<p><u>紀の川市税条例及び紀の川市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例</u></p> <p>(紀の川市税条例の一部改正)</p> <p>第1条 紀の川市税条例(平成17年紀の川市条例第54号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。</p> <p>第36条の3の3第1項中「<u>控除対象扶養親族を除く</u>」を「<u>年齢16歳未満の者に</u>」に限りに改め、同条第4項中「<u>所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の承認を受けている</u>」を「<u>令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす</u>」に改める。</p> <p>附 則 (市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>新条例の規定中個人の市民税に関する部分</u> <u>は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税</u></p>	<p><u>紀の川市税条例等の一部を改正する条例</u></p> <p>(紀の川市税条例の一部改正)</p> <p>第1条 紀の川市税条例(平成17年紀の川市条例第54号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。</p> <p>第36条の3の3第1項中「<u>扶養親族()の次に「年齢16歳未満の者又は</u>」を加え、「<u>有しない者を除く</u>」を「<u>有する者に</u>」に限りに改め、同条第4項中「<u>所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の承認を受けている</u>」を「<u>令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす</u>」に改める。</p> <p>附 則 (市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>新条例第24条第2項及び第36条の3の3第1項並びに附則第5条第1項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p>	<p>について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p>

附 則
(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中紀の川市税条例第36条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第36条の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条附則第7条の3の2第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに同条附則第26条を削る改正規定並びに第2条（紀の川市税条例及び紀の川市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例題名の改正規定及び次号に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日
- (2) 第1条中紀の川市税条例第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書及び第2項並びに第53条の7の改正規定並びに同条附則第16条の3第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに第2条（紀の川市税条例及び紀の川市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例第3項の改正規定に限る。）の規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第1条中紀の川市税条例第18条の4第1項の改正規定、同条例第73条の2第1項の改正規定（「固定資産課税台帳」の次に「（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える部分を除く。）及び同条例第73条の3第1項の改正規定（「事項の証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える部分を除く。）並びに次条並びに附則第4条第3項及び第4項の規定 民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（納税証明書に関する経過措置）

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の紀の川市税条例第18条の4第1項（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

（市民税に関する経過措置）

- 第3条 第1条の規定による改正後の紀の川市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき第36条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の紀の川市税条例（次項において「旧条例」という。）第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。
- 2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。
- 3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の紀の川市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
（固定資産税に関する経過措置）
- 第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の紀の川市税条例第73条の2第1項（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。
- 4 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の紀の川市税条例第73条の3第1項（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

報告第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年6月3日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、紀の川市都市計画税条例（平成17年紀の川市条例第57号）の一部改正について、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

紀の川市長 岸 本



理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）の公布及び施行に伴い、紀の川市都市計画税条例の一部を改正する必要性が生じたが、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

紀の川市都市計画税条例の一部を改正する条例

令和4年3月31日
条例第19号

紀の川市都市計画税条例（平成17年紀の川市条例第57号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1～4 略</p> <p>(法附則第15条第34項の条例で定める割合)</p> <p>5 法附則第15条第34項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>(法附則第15条第42項の条例で定める割合)</p> <p>6 法附則第15条第42項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>(新設)</p> <p>7 略</p> <p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p>	<p>附 則</p> <p>1～4 略</p> <p>(法附則第15条第33項の条例で定める割合)</p> <p>5 法附則第15条第33項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>(法附則第15条第39項の条例で定める割合)</p> <p>6 法附則第15条第39項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>(法附則第15条第44項の条例で定める割合)</p> <p>7 法附則第15条第44項に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>8 略</p> <p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>8 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5</p> <p>_____を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第49条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p>	<p>9 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第49条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p>
<p>9 略</p>	<p>10 略</p>
<p>10 附則第8項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等</p>	<p>11 附則第9項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等</p>

改正前	改正後
<p>が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、<u>附則第8項</u>の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>1.1 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第8項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。</p> <p>1.2 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第8項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等の額は、<u>附則第8項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に1</p>	<p>が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、<u>附則第9項</u>の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>1.2 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第9項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。</p> <p>1.3 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第9項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に1</p>

改 正 前	改 正 後
<p>0分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。</p> <p><u>13・14 略</u></p> <p><u>15</u> 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する<u>附則第13項</u>の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。</p> <p><u>16</u> <u>附則第8項及び第10項</u>の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、<u>附則第8項及び第11項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第9項、第11項及び第12項</u>の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、<u>附則第11項から第13項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号口に、<u>附則第13項</u>の「農地」とは法附則第17条第1号に、<u>附則第13項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第14項及び前項</u>の「市街化区域農地」とは</u></p>	<p>0分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。</p> <p><u>14・15 略</u></p> <p><u>16</u> 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する<u>附則第14項</u>の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。</p> <p><u>17</u> <u>附則第9項及び第11項</u>の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、<u>附則第9項及び第12項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第9項、第10項、第12項及び第13項</u>の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、<u>附則第12項から第14項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号口に、<u>附則第14項</u>の「農地」とは法附則第17条第1号に、<u>同項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>前2項</u>の「市街化区域農地」とは</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>法附則第19条の2第1項に規定するところによる。</p> <p><u>17</u> 法附則第15条第1項、第10項、第15項から第19項まで、<u>第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</u></p> <p><u>18</u> 略</p>	<p>法附則第19条の2第1項に規定するところによる。</p> <p><u>18</u> 法附則第15条第1項、第10項、<u>第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項</u> <u>—、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</u></p> <p><u>19</u> 略</p>

附 則 (令和4年3月31日条例第19号)
(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の紀の川市都市計画税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

報告第3号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年6月3日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

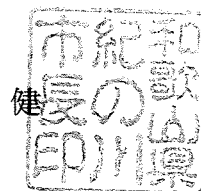
地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、紀の川市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例（平成27年紀の川市条例第39号）の一部改正について、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

紀の川市長 岸 本



理由

沖縄振興特別措置法第9条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令（令和4年総務省令第29号）の公布及び施行に伴い、紀の川市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する必要があるが生じたが、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

紀の川市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

令和4年3月31日
条例第20号

紀の川市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例（平成27年紀の川市条例第39号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前		改 正 後	
<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>（この条例の失効）</p> <p>2 この条例は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この条例の失効前に特別償却設備を設置した特別償却設備設置者については、この条例は、同日以後においても、なおその効力を有する。</p>	<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>（この条例の失効）</p> <p>2 この条例は、<u>令和6年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、この条例の失効前に特別償却設備を設置した特別償却設備設置者については、この条例は、同日以後においても、なおその効力を有する。</p>		

附 則（令和4年3月31日条例第20号）
この条例は、公布の日から施行する。

報告第4号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年6月3日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、紀の川市国民健康保険税条例（平成17年紀の川市条例第58号）の一部改正について、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

紀の川市長 岸 本



理由

地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第133号）の公布及び施行に伴い、紀の川市国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたが、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

紀の川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

令和4年3月31日
条例第21号

紀の川市国民健康保険税条例（平成17年紀の川市条例第58号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>63万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>63万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>19万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>19万円</u>とする。</p> <p>4 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額し</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>20万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20万円</u>とする。</p> <p>4 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額し</p>

改正前	改正後
<p>て得た額が<u>63万円</u>を超える場合には、<u>63万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>19万円</u>を超える場合には、<u>19万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>17万円</u>を超える場合には、<u>17万円</u>）の合算額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>て得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>20万円</u>を超える場合には、<u>20万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>17万円</u>を超える場合には、<u>17万円</u>）の合算額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

附 則（令和4年3月31日条例第21号）

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
（適用区分）

2 改正後の紀の川市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第5号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年6月3日提出

紀の川市長 岸 本 健

理由

地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、紀の川市介護保険条例（平成17年紀の川市条例第142号）の一部改正について、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

紀の川市長 岸 本 健



理由

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる第1号被保険者に対して行う保険料の減免について、期間を延長することに伴い、紀の川市介護保険条例の一部を改正する必要が生じたが、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

紀の川市介護保険条例の一部を改正する条例

令和4年3月31日
条例第22号

紀の川市介護保険条例（平成17年紀の川市条例第142号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>附 則 1～16 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)</p> <p>17 令和2年2月1日から令和4年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険料（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であつて、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第13条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>附 則 1～16 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)</p> <p>17 令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険料（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であつて、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第13条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

改正前	改正後
18～20 略	18～20 略

附 則 (令和4年3月31日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

報告第6号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年6月3日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和3年度紀の川市一般会計補正予算（第11号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

紀の川市長 岸 本



報告第7号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年6月3日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

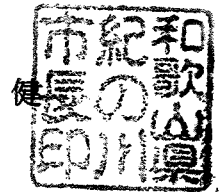
地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和3年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

紀の川市長 岸 本



報告第8号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年6月3日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

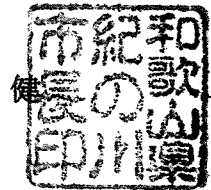
地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和4年度紀の川市一般会計補正予算（第1号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和4年5月13日

紀の川市長 岸 本



議案第 55 号

調月財産区管理委員の選任について

下記の者を調月財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成 27 年紀の川市条例第 6 号）第 3 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市桃山町調月 159 番地

氏 名 おく ざわ とし ひこ
奥 澤 敏 彦

昭和 31 年 1 月 4 日生

令和 4 年 6 月 3 日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

調月財産区管理委員の任期満了に伴い、奥澤敏彦君を調月財産区管理委員に選任するため。

議案第56号

調月財産区管理委員の選任について

下記の者を調月財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市桃山町調月742番地

氏 名 やぶ た ひろ のぶ
 薮 田 博 信

昭和24年1月19日生

令和4年6月3日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

調月財産区管理委員の任期満了に伴い、薮田博信君を調月財産区管理委員に選任するため。

議案第57号

調月財産区管理委員の選任について

下記の者を調月財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市桃山町調月953番地内2号

氏 名

ひがし	みつ	ひろ
東	充	宏

昭和37年2月25日生

令和4年6月3日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

調月財産区管理委員の任期満了に伴い、東充宏君を調月財産区管理委員に選任するため。

議案第58号

調月財産区管理委員の選任について

下記の者を調月財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市桃山町調月928番地2

氏 名 ふく い ひろ あき
福 井 博 昭

昭和23年9月18日生

令和4年6月3日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

調月財産区管理委員の任期満了に伴い、福井博昭君を調月財産区管理委員に選任するため。

議案第59号

調月財産区管理委員の選任について

下記の者を調月財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市桃山町調月823番地

氏 名 加 山 佳 央

昭和30年1月27日生

令和4年6月3日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

調月財産区管理委員の任期満了に伴い、加山佳央君を調月財産区管理委員に選任するため。

議案第60号

調月財産区管理委員の選任について

下記の者を調月財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市桃山町調月2177番地2

氏 名 おおにし のぶ あき
大 西 信 昭

昭和31年10月31日生

令和4年6月3日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

調月財産区管理委員の任期満了に伴い、大西信昭君を調月財産区管理委員に選任するため。

議案第61号

調月財産区管理委員の選任について

下記の者を調月財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市桃山町調月2507番地

氏 名 にし ざわ たか はる
面 澤 孝 治

昭和21年1月8日生

令和4年6月3日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

調月財産区管理委員の任期満了に伴い、面澤孝治君を調月財産区管理委員に選任するため。

議案第62号

紀の川市議会議員及び紀の川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

紀の川市議会議員及び紀の川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成21年紀の川市条例第2号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和4年6月3日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

紀の川市議会議員及び紀の川市長の選挙における選挙運動の公費負担の限度額の引上げについて、所要の改正を行うため。

紀の川市議会議員及び紀の川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
 条例第 号

紀の川市議会議員及び紀の川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成21年紀の川市条例第2号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対して支払う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において選挙運動用自動車の借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用</p>	<p>(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対して支払う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において選挙運動用自動車の借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用</p>

改正前	改正後
<p>自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が<u>15,800円</u>を超える場合には、<u>15,800円</u>)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,560円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)</p> <p>ウ 略</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第8条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円51</p>	<p>自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が<u>16,100円</u>を超える場合には、<u>16,100円</u>)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,700円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)</p> <p>ウ 略</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第8条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円73</p>

改正前	改正後
<p>) を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。</p>	<p>) を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。</p>

附 則 (令和 年 月 日 条例第 号)

この条例は、公布の日から施行し、同日以後にその期日を告示される選挙から適用する。

議案第63号

紀の川市消防団条例の一部改正について

紀の川市消防団条例（平成17年紀の川市条例第199号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和4年6月3日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

消防団員の報酬に関して、所要の改正を行うため。

紀の川市消防団条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
 条例第 号

紀の川市消防団条例（平成17年紀の川市条例第199号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前		改 正 後	
別表第1（第12条関係）		別表第1（第12条関係）	
区分	報酬額	区分	報酬額
略	略	略	略
班長	年額 <u>22,000円</u>	班長	年額 <u>29,500円</u>
団員	年額 <u>20,000円</u>	団員	年額 <u>27,500円</u>
機能別消防団員	略	機能別消防団員	略

附 則（令和 年 月 日条例第 号）

この条例は、公布の日から施行し、令和4年度分の報酬から適用する。

議案第64号

令和4年度紀の川市一般会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和4年度紀の川市一般会計補正予算（第2号）について、議会の議決を求める。

令和4年6月3日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第65号

令和4年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和4年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める。

令和4年6月3日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第66号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年紀の川市条例第62号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|-------------|--|
| 1. 財産の名称、数量 | 小学校校務用コンピュータ機器等 148台 |
| 2. 取得の方法 | 指名競争入札による取得 |
| 3. 取得価格 | 金26,609,000円 |
| 4. 契約の相手方 | 和歌山県紀の川市貴志川町神戸893番地の3
有限会社カワカミ
代表取締役 河上 泰三 |

令和4年6月3日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

老朽化した小学校校務用コンピュータ機器等を更新するため、財産の取得の議決を求める。